

令和4年3月22日
 山口行政監視行政相談センター

令和3年度行政相談委員総務大臣表彰式を開催します

県内の受賞委員は、光貞 正明さん（岩国市）、菊地 和子さん（岩国市）

行政相談委員の光貞 正明さん（岩国市担当）及び菊地 和子さん（岩国市担当）は、住民の身近な相談相手として、永年にわたり行政などへの苦情や意見・要望を受け付け、その解決に尽力してこられました。このような行政相談活動についての顕著な功績が認められ、令和3年度の総務大臣表彰を受賞されました。

山口県内の受賞委員に対して、以下の日程等により、表彰式を開催します。

■ 総務大臣表彰・受賞委員について

行政相談委員のうち、その業績が特に顕著で他の模範とするに足りると認められる者に対して行われます。令和3年度は全国で97名の行政相談委員が受賞され、山口県内の受賞委員は2名です。

氏名	担当区域	委嘱期間（令和4年3月1日現在）
光貞 正明 委員	岩国市	14年9か月（平成19年6月委嘱）
菊地 和子 委員	岩国市	10年11か月（平成23年4月委嘱）

■ 表彰式の日程及び場所

日程：令和4年3月28日（月） 15時30分から

場所：岩国市役所 6階「全員協議会室」（岩国市今津町1丁目14-51）

※ 例年、総務大臣表彰式は、東京都内で開催されますが、今年度は新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、原則、都道府県単位で開催することとなりました。

◆ 行政相談委員とは

行政相談委員は、総務大臣が委嘱した民間有識者で、全国には約5,000人が、山口県内には78人が配置（各市町に1人以上。令和4年3月1日現在）されています。

行政相談委員は、無報酬のボランティアとして、国民の皆様から、国の行政活動全般に関する苦情や相談を受け付け、相談者への助言や関係機関に対する改善の申入れなどを行っています。



総務省行政相談センター

きくみみ山口

（連絡先）

山口行政監視行政相談センター

担当：行政監視行政相談課 沖

電話：083-922-1591

受賞委員の活動状況

光貞 正明 行政相談委員

委嘱年月日：平成 19 年 6 月 1 日（委嘱期間 14 年 9 か月）

担当区域：岩国市



<活動内容>

光貞 正明 委員は、平成 19 年 6 月 1 日付けで総務大臣から行政相談委員を委嘱され、14 年 9 か月の長きにわたり、委員として活動しています。同委員は、岩国市（錦町）を拠点として、毎月 1 回、「錦公民館」で相談所を開設するとともに、年 2 回、錦総合支所の「高根出張所」及び「深須出張所」に巡回するなどして、地域住民の身近な相談相手として困りごとに耳を傾け、相談者への助言や関係機関に対する改善の申入れなどを行っています。

また、行政相談や行政相談委員制度の啓発・宣伝活動にも積極的に取り組んでいます。

<主な改善事例>

【相談内容】

河川の上流に、大きな倒木が 2 本放置されたままになっている。河川のすぐ近くにあり、大雨で河川が増水した時などに流木の恐れがあり、危険であるため、撤去してほしい。



【現地確認】

相談を受け付けた委員が現地確認を行った結果、相談のとおりであったため、関係機関に連絡し、対応依頼。



【改善内容】

連絡を受けた関係機関は、すぐに現地確認。後日、倒木は撤去されました。



(改善前)



(改善後)

菊地 和子 行政相談委員

委嘱年月日：平成 23 年 4 月 1 日（委嘱期間 10 年 11 か月）

担当区域：岩国市



＜活動内容＞

菊地 和子 委員は、平成 23 年 4 月 1 日付けて総務大臣から行政相談委員を委嘱され、10 年 11 か月の長きにわたり、委員として活動しています。同委員は、旧岩国市の区域を拠点として、毎月 2 回、「岩国市役所」で相談所を開設するなどして、地域住民の身近な相談相手として困りごとに耳を傾け、相談者への助言や関係機関に対する改善の申入れなどを行っているほか、行政相談や行政相談委員制度の啓発・宣伝活動にも積極的に取り組んでいます。

また、同委員は、市内の小学 6 年生を対象に「行政相談出前教室」を開催し、行政相談を広報するとともに、児童の身近な困りごとについての相談も受け付けるなど積極的な活動を行っています。

＜主な改善事例＞

【相談内容】

B 病院前に設置されていた郵便ポストが同病院の移設に伴い撤去され、近くの団地住民が困っている。団地内にも郵便ポストはあるが、A4 サイズの大型郵便が入らず、不便であるので、改善してほしい。



【現地確認】

相談を受け付けた委員が現地確認を行った結果、相談のとおりであったため、関係機関に連絡し、対応依頼。



【改善内容】

関係機関において対応を検討した結果、郵便ポストの設置については一定数の利用があることなどの条件が必要となるため、B 病院の移設前の場所に再び郵便ポストを設置することはできませんでしたが、団地内の郵便ポストについて、後日、大型郵便も投函できるように改善されました。



(改善後)